

中村五六の幼稚園観

——女子高等師範学校附属幼稚園分室の設立をめぐる——

湯川 嘉津美

(上智大学)

はじめに

中村五六は小西信八の跡を受けて女子高等師範学校附属幼稚園主事となり、1890～1900年代の保育界を指導した人物である。中村の主事時代(1890～95、1898～1909)、附属幼稚園では規則改正を実施して保育内容改革に取り組むとともに、1892(明治25)年には「簡易幼稚園」のモデルとして附属幼稚園に分室を設立して、その普及を期した。

この「分室」について、従来の研究では、『文部省示諭』(1882年)にいう「貧民力役者等ノ児童ニシテ父母其養育ヲ顧ミル暇アラサルモノ」のために作られた保育料無料の幼稚園であり、「貧民幼稚園」のモデルを示すものであったとされる。確かに、簡易な編制によって都市下層の幼児を対象に保育を行ったことや文部省がこれを貧民幼稚園のモデルと考えていたことは事実である。しかし、女子高等師範学校では分室を「全国普通ニ行ハルヘキ簡易ナル幼稚園トシテ保育法ヲ研究スル所」、「普通簡易幼稚園ノ模範」と捉えており、必ずしも文部省のいうような貧民幼稚園として認識していたわけではない。

そこで本稿では、1890年代における附属幼稚園規則の改正や分室の設立に注目して、保育内容改革の内実および分室の簡易幼稚園としての性格について検討し、その背景にあった中村の幼稚園観を明らかにすることとしたい。

1. 高等師範学校附属幼稚園規則(1890年)および女子高等師範学校附属幼稚園規則(1891年)の制定

1890(明治23)年2月、高等師範学校附属幼稚園規則が制定された。これは実質的には1884年の附属幼稚園規則の改正につぐ5度目の附属幼稚園規則の改正であった。1884年制定の規則との相違点をあげれば、それまで6組であった組の編制が4組に、20種の保育課目が17種に、それぞれ簡略化されている。保育課目についていえば、1884年の規則における「読ミ方」「書キ方」の週保育時数が最年長の「一ノ組」で5と3であったのに対して、1890年の規則では「読ミ書キ」を課すのは「一ノ組」だけで、週保育時数も1と大幅に削減された。この頃から「読ミ書キ」を幼稚園で課すことの問題が認識されはじめていたようである。

1890年3月、高等師範学校から女子部が分離独立し、女子高等師範学校が設立された。これに伴い附属幼稚園規則も改正され、翌年4月より施行された。この規則は附属幼稚園主任(1891年より主事)中村五六が立案したもので、女子高等師範学校関係文

書中の「女子高等師範学校記事」(お茶の水女子大学蔵)には、規則改正の要点が次のように示されている。まず、第一条の目的規定(「附属幼稚園ハ幼児ヲ保育シ其方法ヲ研究スル所トス」)については、「本園ハ唯一ノ官立幼稚園ニシテ幼児ノ保育法ヲ研磨講究ス可キ所タルヲ以テ、只本校生徒ヲシテ保育法ヲ実地ニ研究セシメ兼テ幼児ニ保育ヲ施ス所タルニ止マラス、之ト同時ニ保育ノ方法ヲ研究スル処タルコトヲ明カニセルナリ」と説明される。これは附属幼稚園が本校生徒の保育実習の場のみならず、保育法研究の場であることを明示したものと見て注目されよう。また、この改正では保育課目から「読ミ書キ」が削除されたが、それは「読ミ書キ」がそもそも小学校で行われる教科目であり、幼児の教育に相応しくないという理由に加えて、附属幼稚園の保育課目に依拠した地方の幼稚園がさらに多くの時間を「読ミ書キ」に充てるという弊害が生じており、それを避ける意図も「読ミ書キ」の削除には込められていたのである。ここでは「読ミ書キ」を保育課目から削除することによって、それに偏することのない幼稚園本来の教育が指向されていたといえよう。それは従来の保育課程表を「之ヲ挙クルトキハ却テ保育ノ方法適切ナラサルノ弊ヲ生スル」として不採用とするなどの点にも表れている。

2. 附属幼稚園分室の設立と仮規則の作成

1890(明治23)年10月、女子高等師範学校は附属小学校分教室(単級学校)と附属幼稚園分室(簡易幼稚園)の設立を計画し、「附属小学校分教室及附属幼稚園分室設立旨趣書」を作成した(「女子高等師範学校記事 甲」所収)。これは第二次小学校令の公布直後にまとめられたもので、そこには、今後その設置が急務となる単級学校と簡易幼稚園のために、附属小学校分教室および附属幼稚園分室を設立して、その研究と実地練習を行う必要性が説かれていた。

附属幼稚園分室についていえば、1892年7月6日に女子高等師範学校長はその設置並に規則仮定について文部大臣に伺い出、同年7月14日に認可、9月24日に設立された。分室仮規則によれば、その保育時数は毎週33時以上43時以下、幼児50名を一組に編制して保育するとされ、保育料は無料であった(注:実際には、33名の幼児を毎週33時の保育時数で保育していた)。

文部大臣に伺い出た規則案には「備考」が添付されており、「分室設置ノ旨趣並ニ仮規則ノ説明」が8項目にわたって示されていた。まず、「分室設置ノ

旨趣」についてみれば、それは「中等市民ノ児女」を保育する附属幼稚園とは別に、最少の費用で維持可能な幼稚園のモデルを示して、「人生教育上最大緊切ナリト称スル幼稚園教育ノ普及上進」を図るとともに、卒業後、各地の幼稚園の保姆となり、また保姆を養成する立場に立つ本校生徒のために、「各地幼稚園近似ノモノ」を設置して保育法の練習をさせたいというのであった。そして、分室では「東京府市民ノ生計上寧ろ下級ニ近キモノ、児女」を対象として保育をするが、それは「地方人民ノ多数ハ凡ソ都下住民ノ下級ノモノ」と生計の度が等しいという理由からであるという。つまり、女子高等師範学校における分室の設立趣旨は、「貧民幼稚園」の模範を示すというよりも、経費負担の少ない簡易な幼稚園を地方に普及させるために、地方住民の生活レベルに近い都市下層の幼児を対象に保育方法の研究と実地練習を行おうとするものであったのである。

つぎに、分室の保育課目についてみてみよう。分室仮規則では、保育課目が「説話」「行儀」「手細工」「唱歌」「遊嬉」の5課目にまとめられた。煩雑を極めていた恩物類の「手細工」への一括化と「行儀」の新設が注目されるが、「仮規則ノ説明」によれば、それは「唯分類ノ基礎ヲ変シ、且ツ其取捨増減ヲ一層自由ナラシムル」ためのものであり、「敢テ其实ニ於テ大差ナキモノ」だという。そして、「行儀」の新設についても、「行儀ハ幼児的ノ言語、動作、整頓、清潔等ヲ実習セシムルモノニシテ、従来ヨリ実効セル所ナレトモ規則上ニ明記シテ一層之ニ重キヲ置クコトヲ示シ、保姆如何ニヨリテ或ハ之ヲ怠ルコトアルヲ防キシナリ」と、従来より実施している内容を明記したにすぎないというのであった。

また、分室において保育料を無料としたのは、「当分室ハ固ヨリ保育法研究ノ資ニ供スルヲ主トスルモノニシテ、且ツ幼児ノ家庭ハ殆ト之ヲ納ムルノ資力ナキモノナレハ、之ヲ免除セシニ過」ぎず、「敢テ慈善ノ挙ニ出テタ」ものではないとされる。

このようにみると、中村および女子高等師範学校では分室を「貧民幼稚園」のモデルというよりも、「普通簡易幼稚園」のモデルとして捉え、そこにおける保育法の研究と保姆養成を通じて、簡易な編制による「普通幼稚園」の普及を企図していたことがわかるのである。

3. 1893年の幼稚園規則改正とその趣旨

1893年3月に女子高等師範学校附属幼稚園規則は全面改正された。この規則は、第十二条から第十四条における分室の規定を除いて、附属幼稚園と分室に共通のものとして作成されたものであり、なかでも、附属幼稚園の保育課目を分室仮規則にあわせて「説話、行儀、手技、唱歌、遊嬉」の5課目（「手細工」は「手技」に改称）としたことは、その後の保育4項目につながる動きとして注目される。このほかに附属幼稚園の保育時数や保育料の改定もなさ

れ、懸案の保育料の減額も果たされた。

「女子高等師範学校記事」所収の文書には、規則改正の趣旨が8項目にわたって示されている。それによれば、保育課目の改正について「第二条保育課目ヲ旧分室仮規則ノ保育課目ニ拠リシハ、其相優ルヲ以テナリ」と述べられており、附属幼稚園では分室仮規則の5課目の方が保育課目としてより相応しいと考えていたことがわかる。また、保育時数の毎週大約20時から毎週25時への増加は、「幼児在園時間ヲ以テ保育時間ト定メシモノニテ、従来午後一時間ヲ保育時間外ニ置キシトキト其实殆ト異ナル処ナシ」とされており、保育時数については実質上の変化はなかったようである。さらに、保育料の改定について「従来ノ如ク之ヲ壹円五拾銭ト定ムルトキハ入園幼児ハ稍富豪ノ児女多キニ過クルノ傾アリ。普通ノ幼稚園トシテハ金壹円ヲ以テ相当ノ格ト認メタルニ因ル」と述べられており、附属幼稚園でも富裕層のための特殊幼稚園から「普通ノ幼稚園」への転換を図ろうとしていたことがわかる。

おわりに——中村五六の幼稚園観——

以上のように、附属幼稚園では1890年から93年の間に3度の規則改正を行い、主事の中村五六を中心に保育内容改革を実施して、幼稚園教育の整備、充実を図った。また、中村は1892年の附属幼稚園分室の設立にも関わり、簡易幼稚園の研究と保姆養成に力を入れた。当時、簡易幼稚園として設立されていたものは小学校付設の保育科しかなく、それは幼稚園の簡易化というよりも、小学校課程を簡易化したにすぎないものであった。そうしたなかで、中村は分室において幼稚園の方法原理を用いた簡易幼稚園の実践研究と本校生徒の実地練習を行い、「幼稚園教育ノ普及上進」を期したのである。

中村は1893年の附属幼稚園規則の改正の際、附属幼稚園と分室に共通のものとして作成した。中村によれば、附属幼稚園も分室も「其精神ハ敢テ異ナル可ラサル」ものであり、中上流層の幼児の保育と下層のそれを別種のものとは捉えていなかったのである。そこにフレーベル思想に忠実であろうとした中村の幼稚園認識を窺うことができる。

その後、中村はフレーベル会の主幹として活躍した。フレーベル会では、1899年2月に中村を中心に「幼稚園制度ニ関スル建議書」をまとめ、文部大臣に提出するが、この「建議書」において示された幼稚園のモデルは、毎週の保育時数18時以上30時以下、設備は保育室に便所、庭園、保育用器具など幼稚園に最低限必要なものを備えた簡易な「普通幼稚園」であり、それは女子高等師範学校附属幼稚園よりも、むしろ分室に近いものであった。また、保育科目にも分室（および附属幼稚園）で用いられていた5課目に近似の「説話、唱歌、遊嬉、手技、摸習」が採用されており、ここでも分室での保育法研究の成果が生かされていたのである。